



バーゼル条約におけるe-waste改正の影響と 指導事案・今後について

令和7年度バーゼル法等説明会

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室



1. バゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）の概要
2. e-waste改正前後のトレンド
3. GC020に係るバゼル法該非判断基準
4. 昨今の指導事案について
5. バゼル条約における事前通告・同意回答効率化にむけて

バーゼル条約について

正式名称： **有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約**

概要： 有害廃棄物の輸出入を規制

成立： 1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効

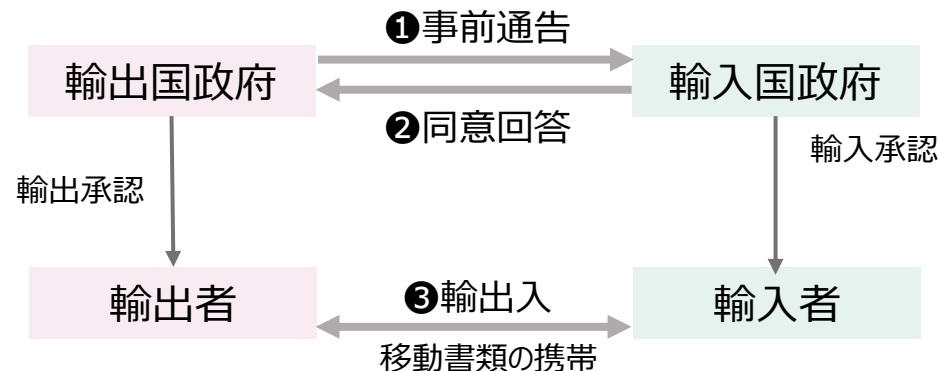
経緯： 1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発

締約国： 189か国1機関及び1地域（2025年12月現在）

- 有害廃棄物の国内処理の原則・越境移動の最小化

（注：OECD国間の取り決めに基づく有害廃棄物のリサイクル目的の輸出入においては、本原則は掲げられていない。）

- 輸出に先立つ**事前通告・同意取得**の義務
- 移動書類の携帯（移動開始から処分まで）
- **不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）**



バーゼル条約COP15におけるe-wasteにかかる附属書改正

- 2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）において、**電気・電子機器廃棄物（e-waste）**に関して、条約附属書Ⅱ、Ⅷ、Ⅸの改正が決定。改正附属書は**2025年(令和7年)1月1日から発効**。

附属書の種類	条約附属書Ⅷ	条約附属書Ⅱ	条約附属書Ⅸ
	有害な廃棄物のリスト	特別な考慮を要する 非有害な廃棄物のリスト	非有害な廃棄物のリスト
主な改正内容	従来A1180として規制されていた有害なe-wasteについて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか（①機器、②部品、③破砕物）を明確化するA1181を新設。	- 従来規制対象外となっていた非有害なe-wasteを、Y49として本附属書に追加。 - 併せて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか（①機器、②部品、③破砕物）を明確化。	既存のe-wasteに関連する規定（B1110とB4030）を削除。
規制対象  規制対象外  有害・非有害に関わらず全てのe-wasteが規制対象となる。			

バーゼル条約e-waste改正を受けたOECDでの交渉について

- 適正なリサイクルを促進すべく、OECD加盟国間でのリサイクル目的の移動に関しては、バーゼル条約規制対象物の一部の手続きを適用除外としている。電子スクラップ（GC010・GC020）もその一例。
- 2022年のCOP15で有害性にかかわらず全てのe-wasteが条約の規制対象になったことを受けて、2024年5月、OECD理事会決定の下でのe-waste改正への対応が合意。**プリント基板を始めとする電子スクラップの規制はOECDで統一ルールを定めず、各国がそれぞれ決定することとなった。**
- 日本では電子スクラップ再資源化体制が確立され、環境面で高水準の処理を実施。OECD加盟国より多くを輸入し再資源化することで世界的な資源循環の構築に貢献。

e-waste



(出典：The Global e-waste Monitor 2020: Quantities, flows and the circular economy potential. UNU and UNITAR)

プリント配線基板

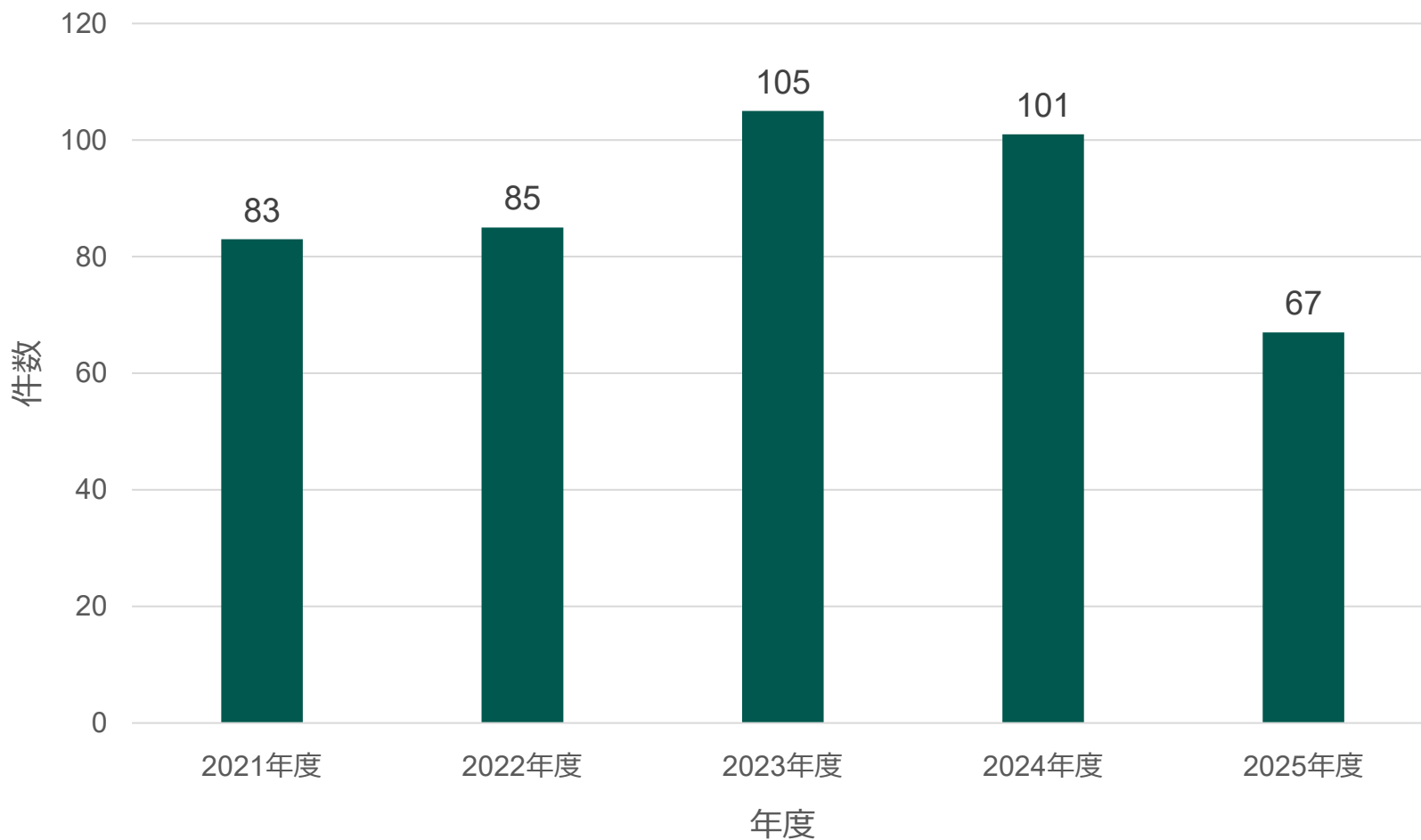


(出典：All Right Consultant & Development Co., Ltd.)

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）の概要
- 2. e-waste改正前後のトレンド**
3. GC020に係るバーゼル法該非判断基準
4. 昨今の指導事案について
5. バーゼル条約における事前通告・同意回答効率化にむけて

過去5年のバーゼル法における輸出手続件数推移

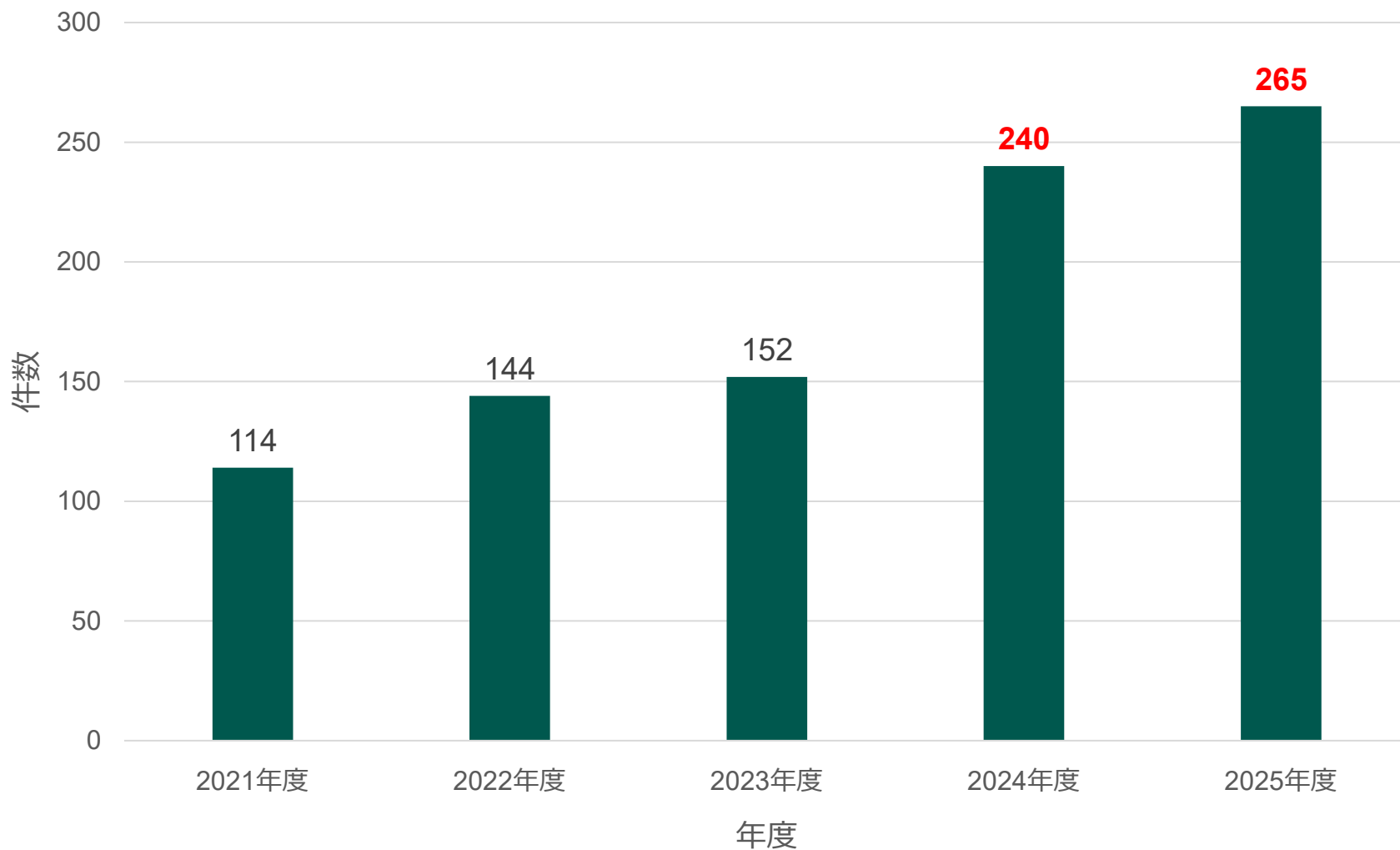
過去5年のバーゼル法における輸出手続件数



過去5年のバーゼル法における輸入手続件数推移

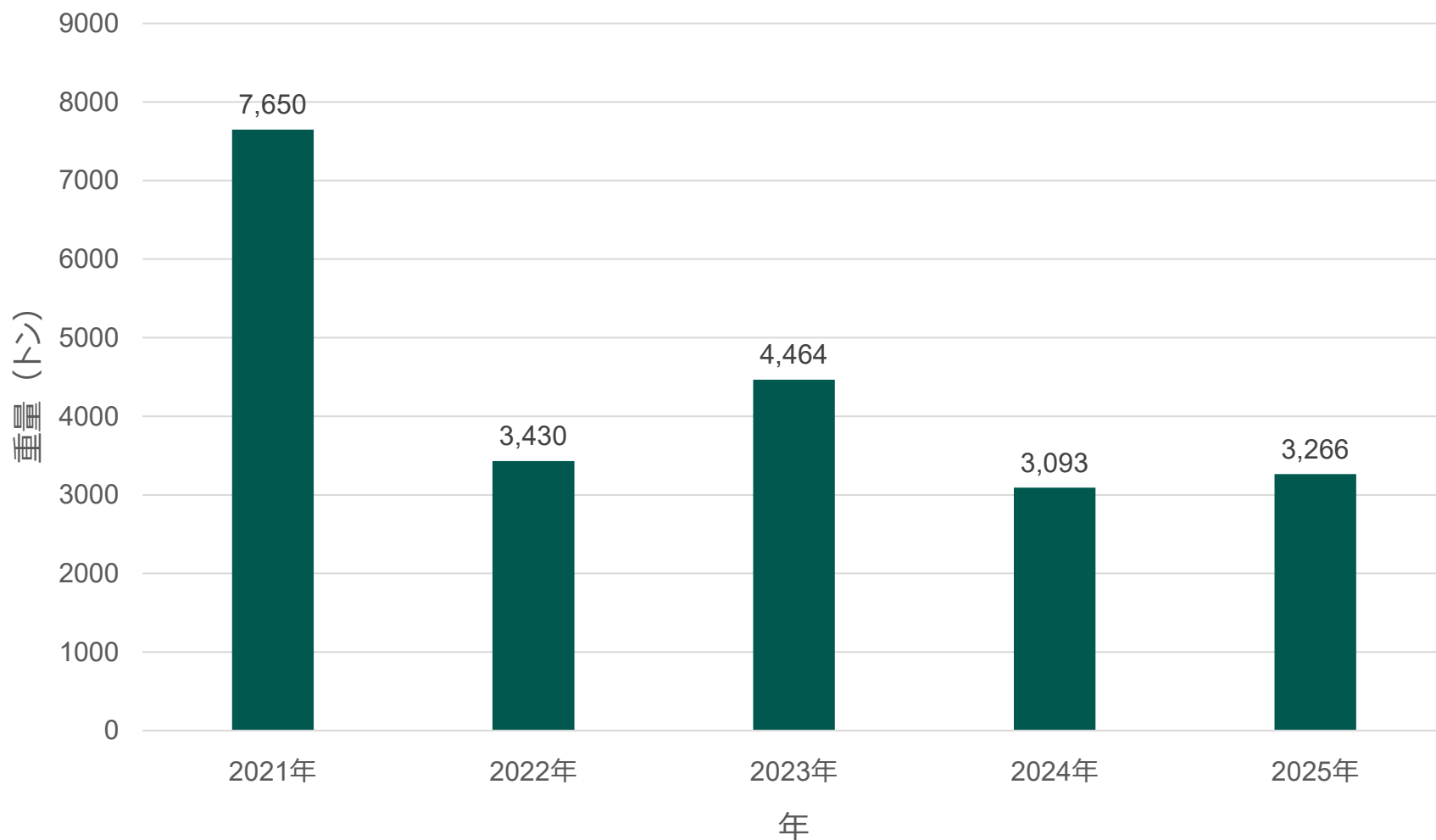


過去5年のバーゼル法における輸入手続件数



過去5年のe-wasteに係る輸出トレンド

e-wasteに係る輸出実績

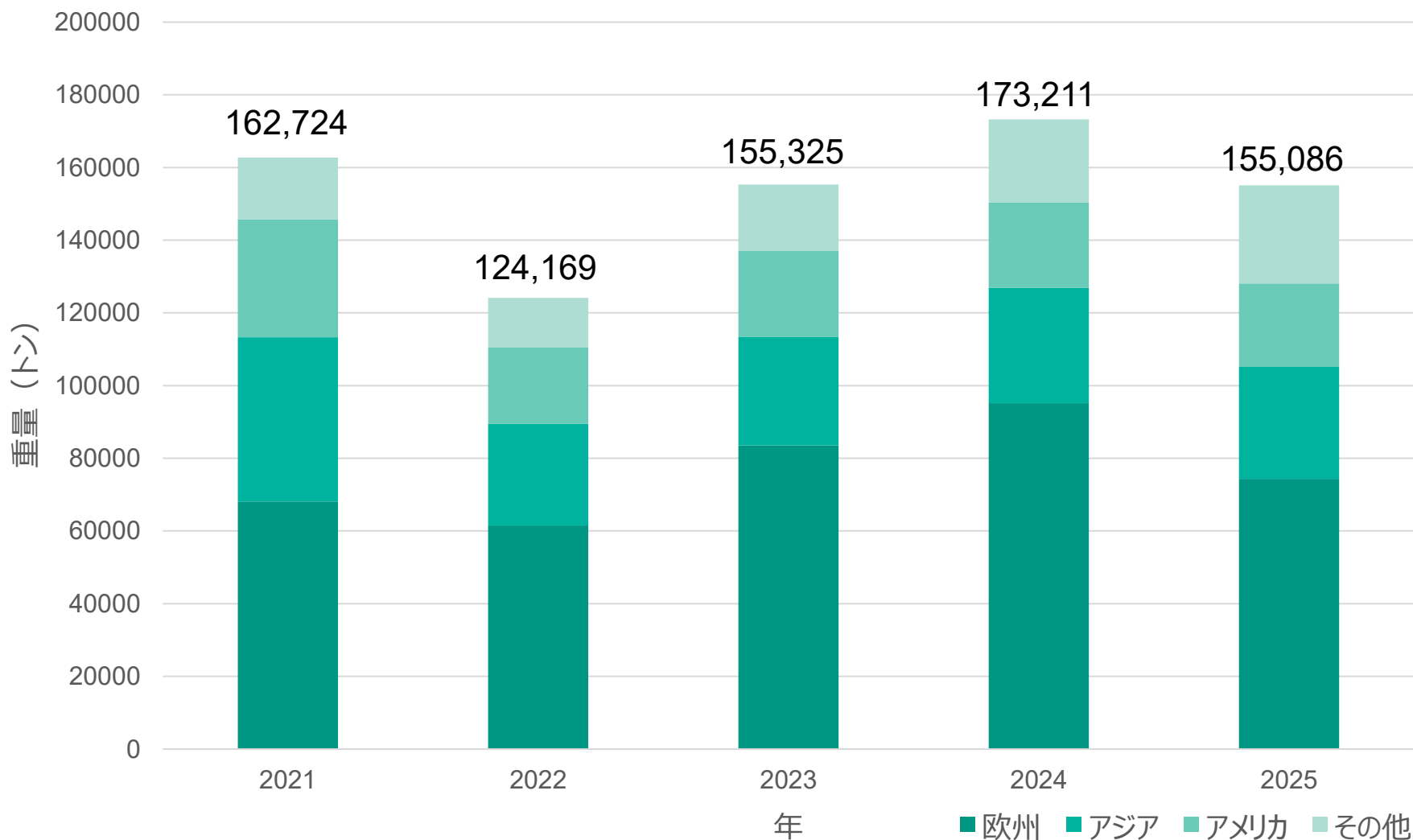


出典：財務省貿易統計
<https://www.customs.go.jp/toukei/info/>

過去5年のe-wasteに係る輸入トレンド



e-wasteに係る輸入実績



1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）の概要
2. e-waste改正前後のトレンド
- 3. GC020に係るバーゼル法該非判断基準**
4. 昨今の指導事案について
5. バーゼル条約における事前通告・同意回答効率化にむけて

基板とディスプレイ機器（部品）

- 「基板」と「ディスプレイ機器」の部品については、改正附属書のA1181およびY49コードにおいて、「特定の (certain)」と示されているため、以下に詳細を示す。

基板（部品）



- 「金属のみから成る電気部品（GC010）」と「プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの（GC020）」については、リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、事前通告・同意手続の**規制対象外**のまま。
- なお、**GC010**及び**GC020**の扱いについては、OECD加盟国間で異なるため留意が必要。各国の規制状況については、OECD事務局が2025年3月20日にとりまとめたリストを公表。

ディスプレイ機器（部品）

- 「ディスプレイその他の表示用電気機械器具」としてすでに規制対象となっている。分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないディスプレイについては、Y49に該当する。

基板（破碎物）



- 「基板」の破碎物についても、部品の取扱いと同様である。
- 「**金属のみから成る電気部品（GC010）**」と「**プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの（GC020）**」については、リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、事前通告・同意手続の**規制対象外**のまま。
- なお、**GC010**及び**GC020**の扱いについては、OECD加盟国間で異なるため留意が必要。各国の規制状況については、OECD事務局が2025年3月20日にとりまとめたリストを公表。

- 破砕物に**基板**が混入している場合、その基板に**有害物質**が含有されていないことを証明できなければ**A1181**、証明できた場合は**Y49**。ただし、**GC010**及び**GC020**に該当する**破砕した基板**については、リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、**規制対象外**。
- なお、プラスチックの破砕物が多く混入する場合、当然プラスチック関連項目（Y48、A3210、B3011）に該当するかどうか判断する必要有。

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）の概要
2. e-waste改正前後のトレンド
3. GC020に係るバーゼル法該非判断基準
- 4. 昨今の指導事案について**
5. バーゼル条約における事前通告・同意回答効率化にむけて

昨今の指導事案について



事案概要

- 昨今、GC020で輸入されるe-wasteが税関で止められて、地方事務所が検査に同行した結果、バーゼル該当物若しくはバーゼル該当疑義物が認められるという事案がよく見られる
- 要因は、プラスチックの大量混入、e-waste破碎過程では混入されないプラスチックの混入、組成がわからないフレコンバックに入った粉体等
- バーゼル該当物として、手続きが求められるため、手続き完了まで輸入できない若しくは輸入されるものによっては、シップバックなど、輸入者や処分者にとって大きなリスク・コストが生じている

- ・電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該当非判断基準の再確認・理解徹底
- ・判断基準の更なる具体化検討
- ・指導事案になった際の具体の指導の徹底



- ・指導事案の大半は、e-wasteやプラスチックなどここ数年で改正された事項に関するもの
- ・改めて該当非判断の参照の徹底をお願いしたい

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）の概要
2. e-waste改正前後のトレンド
3. GC020に係るバーゼル法該非判断基準
4. 昨今の指導事案について
5. **バーゼル条約における事前通告・同意回答効率化にむけて**

バーゼル条約に基づくPIC手続等作業効率化調査検討事業

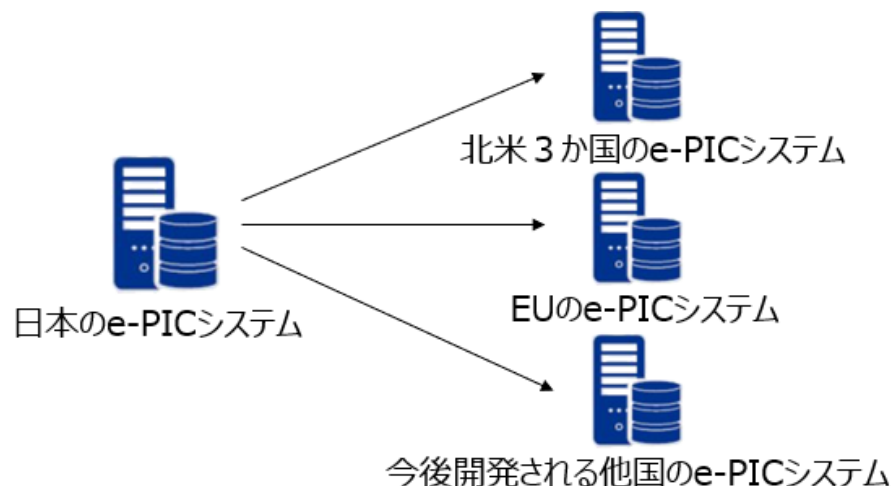
- PIC手続とは、バーゼル条約における規制対象で特定有害廃棄物等の輸出入について義務となっている事前通告・同意回答手続のことである。
- これまで日本はこの手続をメール等で実施してきたが、令和 7 年 1 月から施行されたe-waste改正などから規制対象品目が拡大し、手続件数及び 1 件あたりの手続時間が増加している。
- 北米 3 か国やEUなど一部の国・地域ではこのPIC手続を電子化されている（e-PIC）ことから手続の電子化検討及び内部プロセスの効率化などで手続期間の短縮を目指す。

【予算】

令和 6 年度補正予算4600万円

令和 7 年度補正予算9000万円 計上

＜想定している将来像＞



- 電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準（本文）
https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r06basel_law01.pdf
- バーゼル法及び廃棄物処理法に係る事前相談窓口
<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>
- 廃棄物等の輸出入の手続きに関する資料
<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/index3.html>

参考スライド（e-wasteの判断について）

電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準より

機器と部品に関する有害性該非判断

- 有害なe-waste（A1181）は平成29年バーゼル法改正で既に規制対象となっているため、従来どおりの判断を継続。
- Y49の部品の範囲として、「附属書IIの他の項目又は附属書IXの項目に該当するものを除く」としている。そのため、Y46からY48に該当するものは、Y49には含まれない。また、**他の非有害な廃棄物（附属書IXのB表の廃棄物リスト）の項目の対象となっているものは含まれない。**

①機器と②部品

分解可能な最小単位で成分分析をした上で、
全ての部品において範囲省令に記載する有害物質を含まないことを証明したもの。

NO

A1181

有害なe-wasteに該当

YES

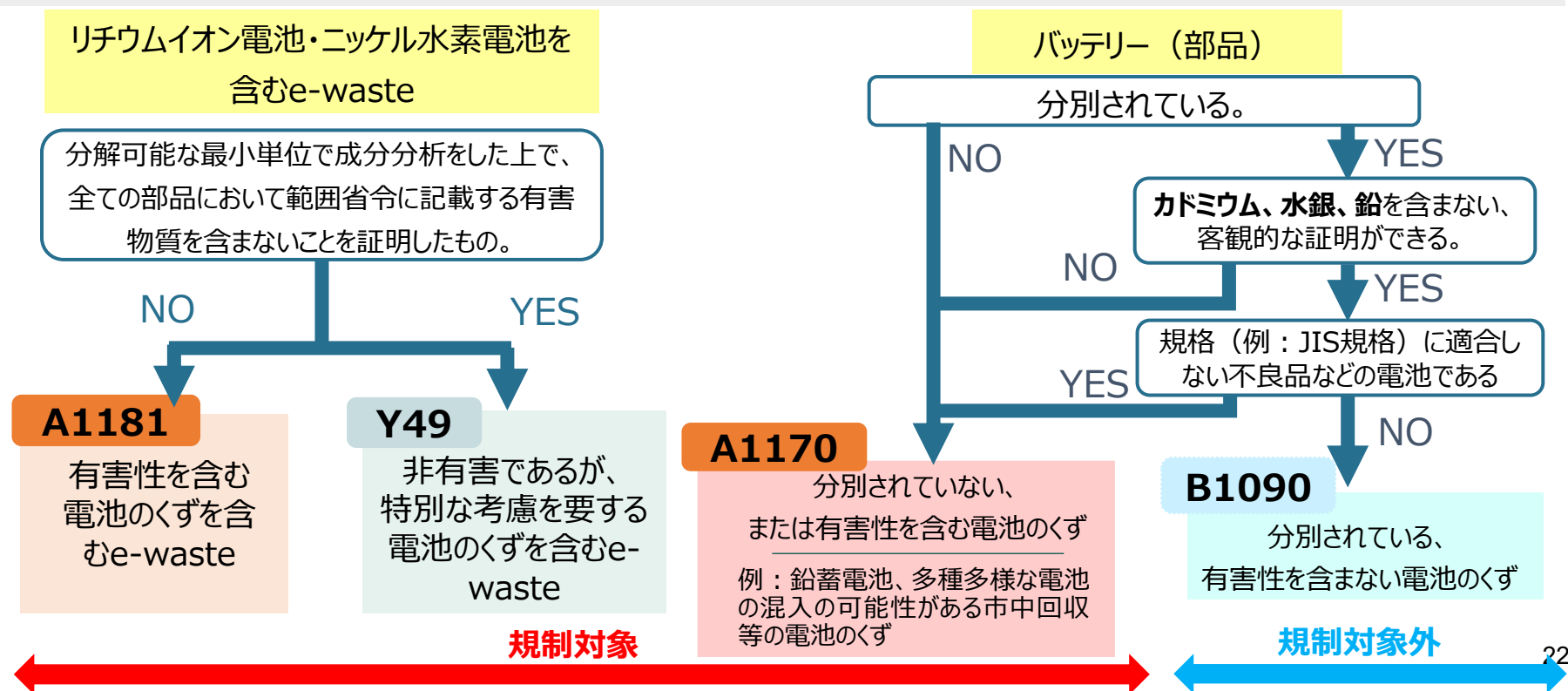
Y49

非有害なe-wasteに該当

規制対象

バッテリー（部品）

- リチウムイオン電池やニッケル水素電池等を含むe-wasteで、範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないものをY49、含むものをA1181とする。
- 既存のバッテリー項目は、A1170とB1090がある。A1170は、分別されていない電池に加え、カドミウム、水銀、鉛の蓄電池。
- B1090にあたる別表第三の一の項第十号は「分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず（別表第六第八号、第十一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）」とあるため、これらの条件を満たせば、B1090となりY49には該当しない。



冷却用コンプレッサー（黒モーター）（部品）

冷却用コンプレッサー（黒モーター）（部品）



- これまで、冷却用コンプレッサーについては、範囲省令別表第四の三の項第二号に基づき、「当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機（冷却装置を有するものに限る。）」の場合は**規制対象**とされ、**鉱油を抜いたものについては非有害な冷却用コンプレッサーとして規制対象外**となっていた。
- 今回の改正を受け、冷却用コンプレッサーは**鉱油を抜いた非有害な冷却用コンプレッサーについてもY49として規制対象に追加**。
- なお、冷却用コンプレッサーのうち、鉱油を抜いた後に切断し、モーターコアを取り出し分解したもので金属のくず（B1010）に該当するものは規制対象外とする。

A1181

有害なe-waste

鉱油が入った冷却用コンプレッサー

Y49

非有害なe-waste

鉱油が抜かれた冷却用コンプレッサー

B1010

金属のくず

鉱油を抜いた後に切断し、モーターコアを取り出し分解したもの

規制対象

規制対象外

トランス（部品）



- トランスについては、範囲省令別表第四の一の項第十八号イ、別表第四の三の項第十八号、別表第六の二十五の項八に基づき**規制対象**とされ、**鉱油を抜いたものについては非有害なトランスとして規制対象外**となっていた。
- 今回の改正を受け、トランスは**鉱油を抜いた非有害なトランス**についてもY49として**規制対象**に追加。

A1181

有害なe-waste

鉱油が入ったトランス

Y49

非有害なe-waste

鉱油が抜かれたトランス

B1010

金属のくず

鉱油が入ったトランスを取り出し分解したもの

規制対象

規制対象外

- 使用済家電製品等を物理選別（磁力、風力、浮力）等の複数の機械選別工程を経て、一定程度均質な状態にまで整えられ、異物の混入が認められないスクラップの状態になれば、**B1010「次に掲げる金属のくず（金属状であって飛散性を有しないものに限る。）」に該当するものとして規制対象外**となる。
- シュレッダーにおいても、選別されて一定程度の均質な状態にまで調整されていれば**B1050「非鉄金属の混合物から成る重量片のくず（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）」として規制対象外**とする。
- 省令別表第六に掲げる有害物質を含む場合、有害な廃棄物として規制対象となる。ただし、GC020該当の物を除く。

A1181

または

Y49

雑品スクラップ



規制対象

B1050

メタルスクラップシュレッダー



B1010

メタルスクラップ



規制対象外

